

(案)

業務処理要領

この要領は、北海道庁本庁舎・議会庁舎冷房用冷凍機保守点検業務を円滑かつ効率的に遂行するために、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務概要

- (1) 業務名 北海道庁本庁舎・議会庁舎冷房用冷凍機保守点検業務
- (2) 対象建物
 - ア 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎
 - イ 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会庁舎
- (3) 対象機器の仕様・諸元等

設置場所	本庁舎 地下2階熱源機械室	議会庁舎 1階熱源機械室
記号	R-1、R-2	R-1、R-2
台数	1 + 1 = 2台	1 + 1 = 2台
型式	吸収式冷凍機 ΣTBS-700DN5C 川重冷熱工業(株)製	吸収式冷凍機 NES-180MN5A 川重冷熱工業(株)製
冷凍能力(kW)	1,688	475
冷水量(m ³ /h)	290.3	45.5
冷却水量(m ³ /h)	400	153.4
蒸気量(kg/h)	1,872 (0.49 MPa)	520 (0.49 MPa)
電源	3φ 200V	3φ 200V

※ 配置の詳細は、別紙1「配置図」及び別紙2「平面図」を参照のこと。

2 点検概要

- (1) 点検内容
 - 本業務は、次の業務内容で構成される。点検内容の詳細は別紙3のとおり。
 - ア 共通仕様
 - 建築保全業務共通仕様書（令和5年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づく点検
 - イ 特記仕様
 - 機器用水の水質測定、伝熱管の清掃整備及びブラッシング洗浄
 - (2) 点検時期
 - ア シーズンイン点検 5月
 - イ シーズンオン点検、機器用水の水質測定 8月
 - ウ シーズンオフ点検、伝熱管の清掃整備及びブラッシング洗浄 10月または11月
- ※1 気候の状況、災害の発生、定期停電等の保守点検及び庁舎内行事等、何らかの影響

(案)

響により調整がつかず、上記の実施時期の間で点検が不可能な場合は、委託者と受託者で協議の上、変更することができるものとする。

※2 シーズンオン点検で実施する機器用水の水質測定の結果は、水質検査機関が発行するものを提出すること。

なお、当該測定及び検査については、契約書第3条に係る再委託の協議は不要とする。

3 受託者の負担の範囲

業務遂行にあたり必要とする消耗品、測定機器及び工具等は受託者の負担とする。

4 業務処理責任者等の配置要件

契約書第5条に規定するとおり、次の業務処理責任者等を選定すること。

(1) 業務処理責任者

委託者と業務にかかる連絡及び協議等の窓口となる者。また、本業務に関わる業務担当技術者への包括的及び総合的指導を行うことができる者。

(2) 業務担当技術者

本業務で点検に携わる者で、かつ、技術的な判断ができる者。また、必要に応じて、委託者に当該設備の状態を説明できる者。

5 提出書類

次に示す時期に、所定の書類を提出すること。

(1) 契約締結後

ア 業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（別記第13号様式）

イ 保守点検予定表（任意様式）

(2) 点検後

保守点検報告書（別紙4及び別紙5）

6 その他

(1) 契約書及び本要領に定めのない事項について業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(2) 機器等の故障時の対応及び災害時の復旧等、当該設備を良好な状態に保つために即座の対応を行うこと。